

平成26年度 第3回宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議録

■日時 平成27年2月18日（水）午後2時～3時30分

■場所 宇都宮市中央生涯学習センター 201学習室

■出席者

- 1 委員 池本委員，稲川委員，興野委員，清水委員，鈴木委員，中澤委員，並木委員，福田委員，
麦倉委員（五十音順） ※欠席 瓜生委員，齋藤委員，橋本委員，檜山委員
- 2 事務局 障がい福祉課長，障がい福祉課長補佐，障がい福祉課係長，障がい福祉課担当者
- 3 傍聴者 なし

■会議経過

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1)「第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画（素案）」の宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及びパブリックコメントにおける主な意見とその対応について（資料1，別紙1，参考1・2）

委員

- ・ 「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」の数値目標に関して，県と同様に目標設定すべきである。
- ・ グループホームに関連して，国においては，精神病院が病床転換型のグループホームを設置することについて，経過的特例として国の省令改正に伴い，都道府県等は施設設置基準の条例を改正すると思うが，他県では病床転換型を認めない独自の条例を制定したところもある。

事務局

- ・ 精神障がい者に関する数値目標は広域的な対応が必要なことから，国の指針では都道府県が目標を設定することとなっており，市として独自に目標設定するのは難しい。
- ・ 病床転換型の施設については，国においても検討が進められているところであり，国の動向を見守るとともに，市としてはグループホームの整備を促進していく。

委員

- ・ 広域的な対応は当然であると思うが，後手に回っている印象が強い。うつ病などの精神疾患を抱える障がい者は年々増えており，それに伴い引きこもりがちな行き場のない障がい者が増えていると感じる。市としても危機感を持って対応すべき問題である。

委員

- ・ 精神の方の実態については，今回の計画においては仕方ないと思うが，計画の策定にあたっては，何がどれだけ必要なかを把握することが重要であり，今後，実態調査を十分に行って

いただきたい。

委員

- ・ 現状と将来のニーズ把握が非常に重要である。アンケート調査や関係団体との意見交換は、主観的なものであるため、客観的な調査を実施してほしい。

委員

- ・ 精神障がい者の実態が把握できないというのは、市外に住所を置いて市内の施設に入所されている方なのか、市内に住所を置いて市内の施設に入所されている方なのか。

事務局

- ・ 市内・市外を問わず施設に流動的に入所される方が多く、市のレベルで目標設定していくのは困難と考えている。今後、可能な限り実態を把握できるよう努める。

委員

- ・ 数字だけ国や県と合わせるのではなくて、数字をどう具現化していくが重要である。サービスを提供する事業者がどうすれば手を上げるかといった視点が必要。

委員

- ・ 1年に1度でもPDCAサイクルに基づいて、見直しを十分に行ってほしい。

委員

- ・ 今回の計画は、事業者の立場からの意見が入っていないと感じる。
- ・ 日中一時支援事業について、ニーズがもっと多くあり、見込量をもっと多く見積もるべきではと感じるがいかがか。

事務局

- ・ 日中一時支援事業については、これまでのサービス提供量の推移や、アンケート調査・意見交換における意見、子ども発達センターで実施している放課後等デイサービスとの併用の兼ね合い等を踏まえ、見込量を算出している。

(2) 宇都宮市社会福祉審議会からの提言書（案）について（資料2）

委員

- ・ 「1 提言にあたって」において、「ニーズ」というフレーズが用いられているが、この文脈の意味では、健常者を含めたすべてのニーズと捉えられるので、「ニーズ」という用語の前に「障がいのある人々特有の」といった文言を加えるなどの修正を行うのはどうか。

委員

- ・ 事業者における人材の確保や事業運営といった支援について、提言書において言及するべきではないか。
- ・ また、どの部分に加えるべきかは検討すべきであるが、「県との連携」という文言をどこかに加えるべきではないか。

委員

- ・ 日本は、障害者権利条約に批准し、今後、合理的配慮に基づく施策が推進されることになると思うが、今回のサービス計画においては、その点は何らかの反映をさせなくてよいのか。

委員

- ・ 障がい者全般に対する取り組みは今後も引き続き推進されていくべきであるが、合理的配慮

という問題は、各個人に対する配慮とされるため、今回の計画に反映させるべきかは不明である。サービス計画は、障がい者に共通な障壁を捉えて策定するものであるが、市の姿勢として、障がい種別ごとに関連する記載をすることも検討してほしい。

委員

- ・ 「2 対応すべき課題」において、施設入所者の地域生活への移行に関する課題提起がされているが、計画におけるグループホームの必要数は、在宅の方の受け皿としてのグループホームという概念がない。今後必要となるグループホームは、在宅の方のグループホームであり、今ある障がい福祉サービスにつなげようとしている計画は実態と沿ぐわない。
- ・ 「3 計画について」の(2)地域生活支援拠点等の整備について、事業者が本当に対応できるのか、医療との連携は可能かなど課題が多い。この点、自立支援協議会において、ワーキンググループを設置するなどして、検討していくべきである。

委員

- ・ 障がい者に対する訪問診療は、どこまで可能か。

委員

- ・ 訪問診療を必要とする障がい者は、これまでは市保健所を通じて歯科医の紹介を受ける必要があったが、現在は約100人の歯科医が訪問診療に登録し、利用者から直接依頼を受ける方法となっており、医師の人数は確保されていると思う。

(3) 「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」の取組状況について(資料3, 別紙2, 参考3)

委員

- ・ 精神障がい者向けのボランティア養成講座がない。ボランティアの高齢化に伴う人材不足が課題となっているため、精神障がい者向けのボランティア講座が必要である。
- ・ 小・中学校における保健の授業で「精神障がい」に関する授業が行われていない。これまでに以上の啓発が必要。

委員

- ・ 基本目標3 イ 取組状況において、聴覚障がい者向けの取り組みは、どのようなことを実施しているのか。

事務局

- ・ 市における取り組みとして、手話通訳派遣事業については毎年度1,000件以上の派遣実績がある。手話通訳者設置事業については、庁内に2名の手話通訳者を設置しているところである。また、盲ろう者向けの意思疎通支援事業については、今年度より県と連携して事業を実施している。これらの取り組みを総合的に評価し、A評価としたところである。

委員

- ・ 基本目標3 ウ 今後の取組において、「障害者差別解消法」に関する市のガイドラインを策定するとあるが、職員の対応要領ということでのよいのか。
- ・ 市において、様々な取組を実施しているが、議会中継においても手話や字幕が入るなど、何等かの配慮をしていただけるよう検討してほしい。

委員

- ・ 「障害者差別解消法」に関する本市のガイドラインは、市職員向けのものであり、市民に分

かりやすいものとなるようにしていく。

委員

- ・ 中継に手話や字幕を入れるのは、相当予算のかかることと承知している。

委員

- ・ 基本目標 2 イ 取組状況において、タクシー券について言及されているが、重度であれば重度であるほどタクシー券を使えないのが実態である。比較的軽度でバスや電車で通勤通学などを行っている方が状況によってタクシー券を使用するというのが一番使われているパターンではないかと思う。市は、障がい者それぞれにどのような支援が必要なのか分かっていない。タクシー券ではなくて、車通勤の方向けにはガソリン代を補助するなど、それぞれの障がい者に応じた真に必要な支援をできるよう、十分な実態調査を実施してほしい。

委員

- ・ 精神障がい者についても、バスカードや医療費助成において、他の障がいと異なった扱いを受けている。3障がい一元化を実現してほしい。

※ 宇都宮市障がい者基幹相談支援センターについて（当日机上配布）

委員

- ・ 地域活動支援センターが減っている実態を踏まえると、地域包括支援センターに精神保健福祉士などの専門職を配置すべきではないか。

事務局

- ・ 現在、障がい福祉課内に基幹相談支援センターの設置を予定しているところであるが、課内に精神保健福祉士が1名在籍しており、今後の状況を踏まえて専門職の確保などを行っていく。

委員

- ・ 現在予定している基幹相談支援センターの具体的な体制は。

事務局

- ・ 障がい福祉課内の相談支援グループにおけるケースワーカー、専門職、統括する職員、などで構成することを予定している。

委員

- ・ 対応してもらえる時間帯は。

事務局

- ・ 原則は庁舎の開庁時間と同様であるが、障がい者虐待防止センターにおいて、緊急時の通報を受け付けていることから、同様な対応をしていくことを検討している。

4 その他

- ・ 本審議会からの提言書は、必要な修正後、2月24日（火）に麦倉会長から市長に提出することとしている。
- ・ 3月17日（火）午後4時から社会福祉審議会の全体会を開催する予定。